

日本馬術連盟競技会規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第4編 馬場馬術競技</p> <p>第401条 馬場馬術の目的と一般原則</p> <p>1. 馬場馬術の目的は調和のとれた調教によって馬を幸あるアスリートに育て上げることにある。その結果として、馬は穏やかで柔軟性を示し、のびのびとフレキシブルな動きを見せるばかりでなく、自信をもち、注意深く敏捷となって選手との相互理解が完璧な域にまで達するのである。</p> <p>このような資質は次のような動きで表現される：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ペースを自由自在に変じ、かつ整正であること ● 調和がとれていて軽快であり、かつ容易な動きであること ● 旺盛なインパルジョンから生み出される前駆の軽快な振り出しと後駆のエンゲイジメント ● いかなる緊張や抵抗も見せず、従順性／透過性（Durchlässigkeit）をもって衝を受け入れていること <p><2. は現行どおり></p> <p>3. 常歩は整正かつ自由でのびのびとしたもの。速歩は自由で、<u>関節をよく屈伸させて</u>、整正で闊達な歩き。駢歩は運歩にまとまりがあり、<u>軽快で均衡のとれたもの</u>。後駆の動きは決して不活発であったり、緩慢ではない。馬は選手の極めてわずかな扶助に反応して、馬体の隅々まで生氣と活力を行き渡らせた動きをする</p> <p>4. いかなる抵抗もなく、旺盛なインパルジョンと諸関節の<u>良好な屈伸</u>が生まれてくると、馬は色々な扶助に躊躇することなく自ら進んで従い、沈着かつ正確に反応し、天性のものと調教の積み重ねによる心身の調和を醸し出す。</p>	<p>第4編 馬場馬術競技</p> <p>第401条 馬場馬術の目的と一般原則</p> <p>1. 馬場馬術の目的は調和のとれた調教によって馬を幸あるアスリートに育て上げることにある。その結果として、馬は穏やかで柔軟性を示し、のびのびとフレキシブルな動きを見せるばかりでなく、自信をもち、注意深く敏捷となって選手との相互理解が完璧な域にまで達するのである。</p> <p>このような資質は次のような動きで表現される：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各歩法ならびにその歩度を自由自在に変じ、かつ整正であること ● 調和がとれていて軽快であり、かつ容易な動きであること ● 旺盛なインパルジョンから生み出される前駆の軽快な振り出しと後駆のエンゲイジメント ● いかなる緊張や抵抗も見せず、従順性／透過性（Durchlässigkeit）をもって衝を受け入れていること <p>3. 常歩は整正かつ自由でのびのびとしたもの。速歩は自由で、柔軟で、整正で闊達な歩き。駢歩は運歩にまとまりがあり、軽快で<u>均衡のとれたもの</u>。後駆の動きは決して不活発であったり、緩慢ではない。馬は選手の極めてわずかな扶助に反応して、馬体の隅々まで生氣と活力を<u>行き渡らせた動き</u>をする</p> <p>4. いかなる抵抗もなく、旺盛なインパルジョンと諸関節の柔軟性が生まれてくると、馬は色々な扶助に躊躇することなく自ら進んで従い、沈着かつ正確に反応し、天性のものと調教の積み重ねによる心身の調和を醸し出す。</p>

改正案	現行
<p>5. 停止の時を含めて馬はいかなる運動中でも「オン・ザ・ビット」の態勢でなければならない。調教の進度に応じて、また歩幅の伸長やコレクションの度合いに応じて、馬がいくぶん頭頸を起揚させてアーチを描き、終始軽くソフトなコンタクトで従順に銜を受け入れている状態を「オン・ザ・ビット」と言う。頭は一定の位置に保たれ、原則として鼻面は<u>僅かに</u>垂直線よりも前に出ており、項は頸の最も高い位置にあつて屈撓し、選手の要求に<u>いかなる</u>反抗もない。</p> <p><6. は現行どおり></p> <p>7. <u>ペース</u>の<u>整正さ</u>は馬場馬術の必須条件である。</p> <p><第 402 条から第 426 条については現行どおり></p> <p>第 427 条 服 装 (JEF)</p> <p>1. 保護用ヘッドギアとトップハット/ポニーハット： 原則として、騎乗する際は<u>いかなる</u>時も、<u>すべての選手</u>（同様に<u>いかなる</u>人物も）は保護用ヘッドギア*を着用しなければならず、またチルドレン、ポニーライダー、ジュニア、ヤングライダーについてはホースインスペクションでも着用が義務づけられる。ホースインスペクションに馬を臨場させる人物も着用が推奨される。 この<u>条文</u>に違反する<u>すべての選手</u>（同様に<u>いかなる</u>人物も）は、保護用ヘッドギアを<u>適正に</u>着用するまで、<u>直ちに</u>騎乗することが<u>禁止</u>される。</p> <p><u>以下の例外措置を適用する</u>：23歳以上**の選手で7歳以上の馬に騎乗している場合には、保護用ヘッドギアの代わりにトップハット/ポニーハットを着用してもよい。しかしこの例外措置は、<u>実際の競技および競技直前のウォームアップ</u>（時間をあけずに競技に出場する場合）に限定され、これには厩舎</p>	<p>5. 停止の時を含めて馬はいかなる運動中でも「オン・ザ・ビット」の態勢でなければならない。調教の進度に応じて、また歩幅の伸長やコレクションの度合いに応じて、馬が多少なりとも頭頸を起揚させてアーチを描き、終始軽くソフトなコンタクトで従順に銜を受け入れている場合に「オン・ザ・ビット」の状態にあると言える。頭は一定の位置に保たれ、原則として鼻面は<u>わずかに</u>垂直線よりも前に出ており、項は頸の最も高い位置にあつて屈撓し、選手の要求に<u>いかなる</u>反抗もない。</p> <p>7. 各歩法ならびにその歩度の整正さは馬場馬術の必須条件である。</p> <p>第 427 条 服 装 (JEF)</p> <p>1. 保護用ヘッドギアとトップハット/ポニーハット： 騎乗する際は<u>いかなる</u>時も、<u>全ての</u>アスリート（同様に<u>いかなる</u>人物）は保護用ヘッドギア*を着用しなければならない。またチルドレン、ポニーライダー、ジュニア、ヤングライダーについてはホースインスペクションでも着用が義務づけられる。ホースインスペクションに馬を臨場させる人物も着用が推奨される。 この<u>条文</u>に違反する<u>全ての</u>アスリート（同様に<u>いかなる</u>人物）は、保護用ヘッドギアが<u>適切に</u>着用されるまで、<u>ただちに</u>騎乗することを禁止する。</p> <p><u>例外</u>：22歳以上**の選手で7歳以上の馬に騎乗している場合は、競技場、競技直前の準備運動場（時間の間隔をあけずに競技に出場する場合）では、保護用ヘッドギアの代わりにトップハット/ポニーハットを着用することができる。これには厩舎から準備運動場への移動、準備運動場にお</p>

改正案	現行
<p>とウォームアップエリア間の騎乗、ウォームアップエリアでの競技馬への騎乗、厩舎へ戻る際の騎乗が含まれる。演技課目開始時点と終了時点での敬礼、表彰式における褒章受領時とウイニングランの際には（保護用ヘッドギアではなく）トップハット/ポラーハットをとってもよい。</p> <p>しかしながら、この例外にあてはまる選手であっても、自身の安全確保のため、常時保護用ヘッドギアを着用することが望ましい。 本規程で認めているか否かにかかわらず、選手が保護用ヘッドギアを外す場合は常に選手自身がリスクを負うことになる。 トップハットのような形状をした保護用ヘッドギアは、標準的トップハットと同じ条件で着用が認められる。</p> <p>注記*：保護用ヘッドギアは適用されるFEI一般規程追記Aに定義されている。 注記**：選手は23歳になる年の始め（1月1日）から23歳とみなされる。</p> <p>2. 民間人 主催競技および公認競技会において、以下の服装着用が必須である。 上衣：黒あるいは濃紺の燕尾服またはジャケット（縁飾りは許可される） 保護用ヘッドギアあるいはトップハット/ポラーハット：黒あるいは濃紺 乗馬ズボン：白またはオフホワイト ストッキングまたはタイ：白またはオフホワイト 手袋：白またはオフホワイト 長靴：黒（革製品） 拍車：4項を参照のこと</p> <p>3. 自衛隊関係者、警察官など 自衛隊関係者、警察官などはすべての主催競技および公認競技会において民</p>	<p>ける競技馬への騎乗、厩舎への移動を含む。</p> <p>しかしながら、この例外に当てはまる選手であっても、自身の安全確保のため、常時保護用ヘッドギアを着用することが望ましい。 本規程で認めているか否かにかかわらず、選手が保護用ヘッドギアを外す場合は、常に選手自身がリスクを負うことになる。 トップハットのような形をした保護用ヘッドギアは、トップハットと同じ条件で着用が認められる。</p> <p>注意*：保護用ヘッドギアとは、適用される国際検査基準に準じた、ヘルメットまたはヘッドギアのことをいう。 注意**：アスリートは、22歳を迎える年の始め（1月1日）から22歳であるとみなす。</p> <p>2. 民間人 主催競技および公認競技会において、以下の服装着用が必須である。 上衣：黒あるいは濃紺（対比色の縁飾りは許可される） 保護用ヘッドギア、トップハット/ポラーハット：黒あるいは濃紺 乗馬ズボン：白かオフホワイト ストッキングかタイ：白かオフホワイト 手袋：白かオフホワイト 長靴：黒（皮革製品） 拍車：4項を参照のこと</p> <p>3. 自衛隊関係者、警察官など 自衛隊関係者、警察官などはすべての主催競技および公認競技会において民</p>

改正案	現行
<p>間人と同様の服装でも、あるいは制服を着用しても構わない。<u>保護用ヘッドギアに関する必要条件をすべて遵守しなければならない。</u></p>	<p>間人と同様の服装でも、あるいは制服を着用しても構わない。</p>
<p>4. 拍車 拍車の着用は（別表1）馬場馬術課目および馬装基準による。その材質は金属でなければならない。柄は選手の長靴に装着した時に拍車の中央背部から直ぐ後ろへ、カーブを描くか真直に出ているものでなければならない。拍車の腕は表面が滑らかであり、鋭利でないこと。輪拍の場合は輪が鋭利でなく滑らかであり（先端が鋭角でない）、自由に回転するものであること。丸みのある硬質プラスチック製のノブ付き金属製拍車（「インパルス」拍車）は使用が認められる。柄なしの「擬似」拍車も使用が認められる。</p>	<p>4. 拍車 拍車の着用は（別表1）馬場馬術課目および馬装基準による。その材質は金属製でなければならない。柄は選手の長靴に装着した時に拍車の中央背部から直ぐ後ろへ、カーブを描くか真直に出ているものでなければならない。拍車の腕は表面が滑らかであり、鋭利でないこと。輪拍の場合は輪が鋭利でなく滑らかであり、自由に回転するものであること。丸みのある硬質プラスチック製のノブ付き金属製拍車（“Impuls” spur インパルス拍車）は使用が認められる。柄なしの「擬似」拍車も使用が認められる。</p>
<p>5. <u>イヤホンおよび/または他の電子通信機器</u> 主催競技および公認競技会において、選手が競技中にイヤホンや他の電子通信機器を使用することは厳格に禁止され、これに違反した場合は失権となる。しかしトレーニング中およびウォームアップ中のイヤホンあるいはこれに類する機器の使用は認められる。</p>	<p>5. イヤホンと/あるいは他の電子通信機器 主催競技および公認競技会において、選手が競技中にイヤホンや他の電子通信機器を使用することは厳格に禁止され、これに違反した場合は失権となる。しかしトレーニング中およびウォームアップ中のイヤホンあるいはこれに類する機器の使用は認められる。</p>
<p>第428条 馬装 運動課目ごとの大小勒・水勒・拍車の使用については、別に定める（別表1）。なお、準備運動場に限り、折り返し手綱の使用を可とする。ただし、大小勒使用時においては不可とする。（JEF）</p>	<p>第428条 馬装 運動課目ごとの大小勒・水勒・拍車の使用については、別に定める（別表1）。なお、準備運動場に限り、折り返し手綱の使用を可とする。ただし、大小勒使用時においては不可とする。（JEF）</p>
<p>1. 以下が義務づけられている：馬体に密着し、ほぼ垂直に長いあおり革のある馬場鞍、カブソン鼻革付き大勒頭絡、即ち小勒銜とグルメット付き大勒銜。カブソン鼻革もグルメットも馬を傷つけるほどきつく締めてはならない。グルメット留め革、およびゴムか革製のグルメットカバーの使用は任意である（図と説明を参照のこと）。勒に詰め物（パッド）をすることは認められる。サドルカバーの使用は認められない。</p>	<p>1. 以下が義務づけられている：馬体に密着し、ほぼ垂直に長いあおり革のある馬場鞍、カブソン鼻革付き大勒頭絡、即ち小勒銜とグルメット付き大勒銜。カブソン鼻革およびグルメットは馬を傷つけるほどきつく締めてはならない。グルメット留め革、およびゴムか革製のグルメットカバーの使用は任意である（図と説明を参照のこと）。勒に詰め物（パッド）をすることは認められる。サドルカバーの使用は認められない。</p>

改 正 案	現 行
<p>2. 銜 小勒銜と大勒銜は金属製および／または硬質のプラスチック製でなければならぬが、ゴム／ゴム製品でカバーしてもよい。大勒銜の銜枝の長さ（銜身から下の部分）は 10cm までとする。銜枝の上部はその下部よりも長くてはいけぬ。可動式銜身がついた大勒銜の場合は、銜身が一番高い位置にある時に銜身から下の銜枝の長さを 10cm までとする。グルメットは金属製か革製、あるいはその組み合わせでもよい。グルメットカバーは革製、ゴム製、あるいはシープスキンでもよい。小勒銜および／または大勒銜の銜身の直径は馬を傷つけない程度とする。大勒銜の銜身直径は 12mm 以上、小勒銜の場合は 10mm 以上とする。審査用紙に記載があれば水勒の使用が許可される。ヤングホース競技に使用する水勒の場合、銜身は直径 14mm 以上でなければならぬ。ポニーについては直径 10mm 以上とする。銜身の直径は銜身のリングあるいは銜枝付近で測る。<u>手綱は銜に装着しなければならぬ。</u></p> <p><3. は現行どおり></p> <p>4. 装具 マルタンガール、胸あて、ビットガード、装具（ベアリングレーン、サイドレーン、ランニングレーン、バランシングレーン、ネーザルストリップなど）、およびあらゆる形態のプリンカーもその使用は厳しく禁止され、これに違反した場合は失権となる。本規程第 430 条を参照のこと。</p> <p><5. 6. は現行どおり></p> <p>7.1 イヤーフードはすべての競技会で使用が認められ、これにより雑音を軽減する効果も見込まれる。しかしながらイヤーフードで馬の目を覆ってはならず、また第 428 条 7.2 は例外として耳栓は許可されない。イヤー</p>	<p>2. 銜 小勒銜と大勒銜は金属製か硬質のプラスチック製でなければならぬが、ゴム／ゴム製品でカバーしてもよい。大勒銜の銜枝の長さ（銜身から下の部分）は 10cm までとする。銜枝の上部はその下部よりも長くてはいけぬ。可動式銜身がついた大勒銜の場合は、銜身が一番高い位置にある時に銜身から下の銜枝の長さを 10cm までとする。グルメットは金属製か革製、あるいはその組み合わせでもよい。グルメットカバーは革製、ゴム製、あるいはシープスキンでもよい。小勒銜および／または大勒銜の銜身の直径は馬を傷つけない程度とする。大勒銜の銜身直径は 12mm 以上、小勒銜の場合は 10mm 以上とする。審査用紙に記載があれば水勒の使用が許可される。ヤングホース競技に使用する水勒の場合、銜身は直径 14mm 以上でなければならぬ。ポニーについては直径 10mm 以上とする。銜身の直径は銜身のリングあるいは銜枝付近で測る。</p> <p>4. 装具 マルタンガール、胸あて、ビットガード、装具（ベアリングレーン、サイドレーン、ランニングレーン、バランシングレーン、ネーザル・ストリップなど）、およびあらゆる形態の遮眼帯もその使用は厳しく禁止されており、これに違反した場合は失権となる。本規程第 430 条を参照のこと。</p> <p>7.1 イヤーフードはすべての競技会で使用が認められ、これにより雑音を軽減する効果も見込まれる。しかしながらイヤーフードで馬の目を覆ってはならず、また第 428 条 7.2 は例外として耳栓は許可されない。イヤー</p>

改 正 案	現 行
<p>フードは控えめな色合いとデザインであること。<u>イヤーフードを鼻革に装着することはできない。</u></p> <p><7.2 は現行どおり></p> <p><8. 9. は現行どおり></p> <p>10. 個体識別番号</p> <p><u>到着時に主催者から個体識別番号を提供される場合には、各馬は競技会期間を通して着用しなければならない。スチュワードを含むどの役員でも馬の個体識別ができるよう、(到着時から競技会終了まで) 実際に競技を行っている間、また練習およびスクーリングエリアで運動を行っているいかなる時も、あるいは引き馬で歩かせている時もこの番号を付けていることが義務づけられる。この番号の着用を怠った場合は先ず警告カードが渡され、これが繰り返された場合は競技場審判団から当該選手に罰金が科せられる。個体識別番号の文字色は指定しないが、白地に控えめな記載とする。</u></p> <p><別表 1A は現行どおり></p> <p>第 429 条 競技場 (アリーナ) と練習馬場</p> <p>1. 主催競技会および公認競技会における審判員数は、別表 1 の通りとする。なお、審判員の配置は、本規程第 429 条 5 による。また、競技場が 20m×40m の場合の寸法および標記は、別表 2 による。(JEF)</p> <p>2. アリーナの規格</p> <p>アリーナは平坦で高低差がなく、長さ60m、幅20mの広さとする。対角線あるいは長蹄跡での高低差はいかなる場合も60cm以内、短蹄跡ではいかなる場合も20cm以内とする。アリーナは主として砂馬場でなければならない。上記の測定値はアリーナフェンスの内側を測定した値とし、このフェンスは観客から少なくとも10m以上の距離をおいて設置する必要がある</p>	<p>フードは控えめな色合いとデザインであること。</p> <p>10. 個体識別番号</p> <p>各馬は、到着時に主催者から提供される個体識別番号を、競技会期間を通して使用する。スチュワードを含むどの役員でも馬の個体識別ができるよう、(到着時から競技会終了まで) 実際に競技を行っている間、また練習およびスクーリングエリアで運動を行っているいかなる時も、あるいは引き馬で歩かせている時もこの番号を付けていることが義務づけられる。この番号の着用を怠った場合は先ず警告カードが渡され、これが繰り返された場合は競技場審判団から当該選手に罰金が科せられる。</p> <p>別表 1A 許可されている銜の図と説明</p> <p>第 429 条 競技場 (アリーナ) と練習馬場</p> <p>1. 主催競技会および公認競技会における審判員数は、別表 1 の通りとする。なお、審判員の配置は、本規程第 429 条 5 による。また、競技場が 20m×40m の場合の寸法および標記は、別表 2 による。(JEF)</p> <p>2. アリーナの規格</p> <p>アリーナは平坦で高低差がなく、長さ60m、幅20mの広さとする。対角線あるいは長蹄跡での高低差はいかなる場合も60cm以内、短蹄跡ではいかなる場合も20cm以内とする。アリーナは主として砂馬場でなければならない。上記の測定値はアリーナフェンスの内側を測定した値とし、このフェンスは観客から少なくとも10m以上の距離をおいて設置する必要がある</p>

改正案

ある。これについてはJEFが例外を認めることがある。競技が屋内で行われる場合、アリーナは原則として壁から2m以上離れていなければならない。アリーナそのものは高さ約30cmの低い白色フェンス（レールは硬質であってはならない）で囲うこと。A地点でのフェンスは選手を入退場させられるよう、簡単に取り外しできるものとする。入場口の広さは2メートル以上なければならない。フェンスのレールは馬の蹄が踏み込んで抜けなくならないよう配慮したものであること。

レールの構成素材に金属が含まれていてはならないが、材質は問わないものとする。(JEF)

3. 馬場馬術アリーナフェンスとジャッジボックス/テーブルへの広告表示
すべての FEI 選手権大会と FEI 指定シリーズについて、馬場馬術アリーナフェンスでの広報権は唯一 FEI に帰属する。これらの競技会については、組織委員会が FEI より事前に許可を得て、広告スペースを獲得することができる。ただし広告が一切認められない馬場馬術用地点標記とそのホルダーを除く。

他のすべての国際競技会については別途 FEI から出された勧告に従い、馬場馬術アリーナフェンスには広告を入れず、その代わりとして広告用ボードの使用を組織委員会に強く推奨する。

広告は黒のみで印字し、フェンスの内側にのみ表示でき、A 地点を除くアリーナ地点標記の両側は各々1.5m 以上広告のないスペースとしなければならない。短蹄跡側の M 地点、C 地点、H 地点は完全に広告のないスペースとする。B 地点と E 地点の両側は各々3m 以上のスペースをあけること。従って、フェンスには最長 44m まで広告を掲げることが認められることとなる。広告は規則的に設置しなければならないが、また長蹄跡での広告掲示は正確に対称な設置とする。

スポンサーの商標/ロゴを掲げる場合は高さを 20cm 以内としなければならないが、広告は馬場馬術アリーナフェンスの上端に合わせる。広告はアリーナフェンスの内側にのみ設置することができて外側は不可であり、

現 行

ある。これについてはFEIが例外を認めることがある。競技が屋内で行われる場合、アリーナは原則として壁から2m以上離れていなければならない。アリーナそのものは高さ約30cmの低い白色フェンス（レールは硬質であってはならない）で囲うこと。A地点でのフェンスは選手を入退場させられるよう、簡単に取り外しできるものとする。入場口の広さは2メートル以上なければならない。フェンスのレールは馬の蹄が踏み込んで抜けなくならないよう配慮したものであること。レールの構成素材に金属が含まれていてはならないが、材質は問わないものとする。(JEF)

3. 馬場馬術アリーナフェンスとジャッジボックス/テーブルへの広告表示
すべての FEI 選手権大会と FEI 指定シリーズについて、馬場馬術アリーナフェンスでの広報権は唯一 FEI に帰属する。これらの競技会については、組織委員会が FEI より事前に許可を得て、広告スペースを獲得することができる。ただし広告が一切認められない馬場馬術用地点標記とそのホルダーを除く。

他のすべての国際競技会については別途 FEI から出された勧告に従い、馬場馬術アリーナフェンスには広告を入れず、その代わりとして広告用ボードの使用を組織委員会に強く推奨する。

広告は黒のみで印字し、フェンスの内側にのみ表示でき、A 地点を除くアリーナ地点標記の両側は各々1.5m 以上広告のないスペースとしなければならない。短蹄跡側の M 地点、C 地点、H 地点は完全に広告のないスペースとする。B 地点と E 地点の両側は各々3m 以上のスペースをあけること。従って、フェンスには最長 44m まで広告を掲げることが認められることとなる。広告は規則的に設置しなければならないが、また長蹄跡での広告掲示は正確に対称な設置とする。

スポンサーの商標/ロゴを掲げる場合は高さを 20cm 以内としなければならないが、広告は馬場馬術アリーナフェンスの上端に合わせる。広告はアリーナフェンスの内側にのみ設置することができて外側は不可であり、

改正案	現行
<p>JEF と放映局との合意に基づく条件が効力を有するときは、これを尊重しなければならない。</p> <p>フェンスあるいはジャッジボックス/テーブルに掲示する広告はすべて、競技開始までに外国人審判員か外国人技術代表の承認も受ける必要がある。ジャッジボックスの正面につける広告はいかなるものも 2 m²の大きさとする。</p> <p>上述した広告の設置位置条件に従い、JEF 承認競技会名および/またはロゴを馬場馬術アリーナフェンスに掲げることは常に許容される。</p> <p>例えば：CDIO アーヘン/CDI5*カンヌ/CDI-W ロンドン</p> <p>4. 地点標記</p> <p>アリーナフェンスの外側に設置する地点標記は、フェンスから 50cm ほど離して明確に表示することとする。フェンス自体にも該当標記と同じ位置に印を付すことが義務づけられる。地点標記やそのホルダーに広告を施すことは認められない。地点標記は観客からも見えるように設置する。</p> <p><5. ～11. は現行どおり></p> <p>第 430 条 競技課目の実施</p> <p>JEF公式課目はすべて暗記して演技を行い、課目に定められた順序ですべての運動項目を演技しなければならない。(JEF)</p> <p><1. ～3. は現行どおり></p> <p>4. 運動項目実施の誤り (JEF)</p> <p>選手が「運動項目実施の誤り」(速歩ではなく軽速歩をとるなど)を犯した場合は、「経路違反」と同じく減点しなければならない。C 地点審判員が経路違反と判断(ベルを鳴らす)しない限り、原則として選手は運動課目をやり直すことはできない。しかし選手が既に運動を開始して同じ運動</p>	<p>FEI とテレビ放映局との合意に基づく条件が効力を有するときは、これを尊重しなければならない。</p> <p>フェンスあるいはジャッジボックス/テーブルに掲示する広告はすべて、競技開始までに外国人審判員か外国人技術代表の承認も受ける必要がある。ジャッジボックスの正面につける広告はいかなるものも 2 m²の大きさとする。</p> <p>上述した広告の設置位置条件に従い、FEI 承認競技会名および/またはロゴを馬場馬術アリーナフェンスに掲げることは常に許容される。</p> <p>例えば：CDIO アーヘン/CDI5*カンヌ/CDI-W ロンドン</p> <p>4. 地点標記</p> <p>アリーナフェンスの外側に設置する地点標記は、フェンスから 50cm ほど離して明確に表示することとする。フェンス自体にも該当標記と同じ高さに印を付すことが義務づけられる。地点標記やそのホルダーに広告を施すことは認められない。地点標記は観客からも見えるように設置する。</p> <p>第 430 条 競技課目の実施</p> <p>公式課目はすべて暗記して演技を行い、課目に定められた順序ですべての運動項目を演技しなければならない。(JEF)</p> <p>4. 運動項目実施の誤り</p> <p>選手が「運動項目実施の誤り」(速歩ではなく軽速歩をとったり、あるいは敬礼時に片手で手綱を持たないなど)を犯した場合は、「経路違反」と同様に減点しなければならない。C 地点審判員が経路違反と判断(ベルを鳴らす)しない限り、原則として選手は運動項目をやり直すことはできな</p>

改正案	現行
<p>課目をやり直そうとしている場合には、審判員は最初の運動を採点対象とし、同時に経路違反として減点する。</p> <p><5. は現行どおり></p> <p>6. 減点 (JEF)</p> <p>6.1 「経路違反」</p> <p>上述の場合を除き、ベルが鳴らされたか否かにかかわらず、「経路違反」はすべて減点しなければならない。</p> <p>1 回目 2% (JEF注:各審判員の合計得点率から2%減じる)</p> <p>2 回目 失権</p> <p>ヤングホース課目、またチルドレン、ポニーライダー、ジュニア課目での最初の経路違反は各審判員の合計得点率から0.5%が差し引かれ、2回目の違反は1%の減点、3回目の違反で失権となる。</p> <p>JEF注:JEF 制定課目においては、最初の経路違反は各審判員の得点率から0.5%が減点され、2回目の違反は1%の減点、3回目の違反で失権となる。</p> <p>6.2 その他の違反</p> <p>以下の場合にはすべて違反とみなされ、それぞれの違反につき2点が減点されるが、違反回数は累計されず、失権になることはない(自由演技課目を含む)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アリーナ周囲のスペースおよび/またはアリーナ内に鞭をもって、あるいは肢巻を巻いたままや服装の違い(たとえば手袋をしていない)のまま入場すること ● 馬場馬術用アリーナに鞭をもって、あるいは肢巻を巻いたままや服装の違い(たとえば手袋をしていない)のまま入場すること。演技開始 	<p>い。しかし選手が既に運動を開始して同じ運動項目をやり直そうとしている場合には、審判員は最初の運動を採点対象とし、同時に経路違反として減点する。</p> <p>6. 減点</p> <p>6.1 「経路違反」</p> <p>上述の場合を除き、ベルが鳴らされたか否かにかかわらず、「経路違反」はすべて減点しなければならない。</p> <p>1 回目 2% (JEF注:各審判員の得点率から2%減じる)</p> <p>2 回目 失権</p> <p>ヤングホース課目、またチルドレン、ポニーライダー、ジュニア課目での最初の経路違反は各審判員の得点率から0.5%が差し引かれ、2回目の違反は1%の減点、3回目の違反で失権となる。</p> <p>JEF注:日本馬術連盟制定課目においては、最初の経路違反は各審判員の得点率から0.5%が減点され、2回目の違反は1%の減点、3回目の違反で失権となる。</p> <p>6.2 その他の違反</p> <p>以下の場合にはすべて違反とみなされ、それぞれの違反につき2点が減点されるが、違反回数は累計されず、失権になることはない(自由演技課目を含む)：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アリーナ周囲のスペースに鞭をもって、あるいは肢巻を巻いたままや服装の違い(たとえば手袋をしていない)のまま入場すること ● 馬場馬術用アリーナに鞭をもって、あるいは肢巻を巻いたままや服装の違い(たとえば手袋をしていない)のまま入場すること。演技開始

改正案	現行
<p>後に誤りが判明した場合、C地点の審判員は、選手を止め、必要ならば補助員をアリーナに入れて、これらを外させる。選手は、初めから（この場合は馬場埒の内側から）あるいは止められた運動から再開する。止められる前の採点は変更しない。</p> <p>（JEF注：国内競技に関しては、再開する運動項目はC地点審判員の指示による）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ベルの合図前にアリーナへ入場すること ● ベルが鳴ってから45秒以内にアリーナへ入場しなかったものの、90秒以内には入場した場合 ● 自由演技で、音楽が始まってから20秒を超過して入場した場合 ● 自由演技課目が、審査用紙に規定された時間よりも短かったり長かった場合は、芸術点合計から0.5%が減点される。 ● <u>選手が敬礼時に片手で手綱をとらなかった場合</u> <p>7. 失権 <7.1~7.5は現行どおり></p> <p>7.6 出血： 課目演技中にC地点審判員が馬体のいずれかの部位に鮮血があると疑った場合、同審判員はその馬を止めて確認する。当該馬に鮮血が認められた場合は失権となる。失権は最終判断である。同審判員が点検して鮮血ではないことが明らかになれば、当該馬は演技を再開して課目を終了させることができる。</p> <p>大会スチュワードが演技終了後の馬装点検時に馬の口あるいは拍車にあたる部位に鮮血を認めた場合（第430条10）、同スチュワードはC地点審判員にこれを伝え、同審判員は当該人馬を失権とする。血液が馬体に認められた場合には大会獣医師を呼び、当該競技会の後続競技へのこの馬の競技継続適性について判断を求める。</p> <p>上記に従って馬が失権となった場合、あるいは演技中に怪我をして演技</p>	<p>後に誤りが判明した場合、C地点の審判員は、選手を止め、必要ならば補助員を競技場内に入れて、これらを外させる。選手は、初めから（この場合は馬場埒の内側から）あるいは止められた運動から再開する。止める前の採点は変更しない。</p> <p>（JEF注：国内競技に関しては、再開する運動項目はC地点審判員の指示による）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ベルの合図前にアリーナへ入場すること ● ベルが鳴ってから45秒以内にアリーナへ入場しなかったものの、90秒以内には入場した場合 ● 自由演技で、音楽が始まってから20秒経過して入場した場合 ● 自由演技課目が、審査用紙に規定された時間よりも短かったり長かった場合は、芸術点合計から0.5%が減点される。 <p>7. 失権</p> <p>7.6 出血： 課目演技中にC地点審判員が馬体のいずれかの部位に鮮血があると疑った場合、同審判員はその馬を止めて確認する。当該馬に鮮血が認められた場合は失権となる。失権は最終判断である。同審判員が点検して鮮血ではないことが明らかになれば、当該馬は演技を再開して課目を終了させることができる。</p> <p>大会スチュワードが演技終了後の馬装点検時に馬の口あるいは拍車にあたる部位に鮮血を認めた場合（第430条10）、同スチュワードはC地点審判員にこれを伝え、同審判員は当該人馬を失権とする。血液が馬体に認められた場合にはFEI獣医師を呼び、当該競技会の後続競技へのこの馬の競技継続適性について判断を求める。</p> <p>上記に従って馬が失権となった場合、あるいは演技中に怪我をして演技</p>

改正案	現行
<p>終了後に出血し始めた場合には、大会獣医師が次の競技前に検査して翌日以降にその馬が競技会で継続出場する適性があるかを判断する。大会獣医師の判断は上訴の対象とならない。</p> <p><7.7 は現行どおり></p> <p><8. ～11. は現行どおり></p> <p><第 431 条～第 433 条は現行どおり></p> <p>第 434 条 順位</p> <p>1. 各演技が終了し、各審判員が総合観察点を記入して署名した後に審査用紙が記録係へ渡される。係数が設けられているところでは得点に係数を掛け、合算する。その後で、競技課目の実施に誤りがあった場合はその減点を各審査用紙にて差し引く。</p> <p><2. ～5. は現行どおり></p> <p><第 435 条以降は現行どおり></p>	<p>終了後に出血し始めた場合には、大会獣医師が次の競技前に検査して翌日以降にその馬が競技会で継続出場する適性があるかを判断する。大会獣医師の判断は上訴の対象とならない。</p> <p>7</p> <p>第 434 条 順位</p> <p>1. 各演技が終了し、各審判員が総合観察点を記入して署名した後に審査用紙が記録係へ渡される。係数が設けられているところでは得点に係数を掛け、合算する。その後で、競技課目の実施に誤りがあった場合はその減点を各審査用紙にて差し引く。</p>